

8. 報酬算定について

報酬については、年度によって見直しが行われています。算定にあたっては報酬関連通知等により最新の内容を確認してください。

(1) 基本報酬について

利用者に対して、趣旨に沿ったサービス提供を行うことで算定される、基本となる報酬です。利用者の障害支援区分や施設の定員、人員配置等によって算定する報酬が異なるので、注意してください。

(2) 加算に係る届出等について

① 届出が必要な加算

事業所の体制等状況によって算定が可能な加算については、届出が必要になるものがあります。15日以前に提出されたものは翌月から、16日以降に提出されたものは翌々月から、算定が可能となります。

⇒人員配置体制加算、送迎加算、福祉専門職員配置等加算、栄養士配置加算、リハビリテーション加算等

※算定できない状況になった場合は、翌月からではなくその事実が発生した日(特定事業所加算は翌月)から算定できませんので、注意してください。

※届出様式については大分市ホームページを参照してください。

(大分市ホームページ > 仕事・事業者 > 障害福祉関係事業者 > 障害福祉サービスを提供する事業者の指定についてお知らせします)

② 届出を要しない加算

届出、報告書共に大分市への提出は不要ですが、実績記録表等を各事業所で整備する必要があります。

⇒欠席時対応加算、緊急時対応加算等

③ 市へ報告書を提出する加算

大分市では、算定した場合に報告書(様式集6～10ページ参照)の提出を求めている加算が5つあります。

⇒ア. 初回加算(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護)

イ. 入院・外泊時加算(施設入所支援、共同生活援助)

ウ. 施設外就労加算(就労移行支援、就労継続支援A型・B型)

エ. 療養食加算(施設入所支援)

オ. リハビリテーション加算(生活介護、自立訓練(機能訓練))

※事前の届出をするとともに、報告書または実施計画の提出が必要(報告書または実施計画の様式は任意のもので可)

(3) 利用者への通知

利用者の中で、利用者負担額（1割負担）が発生する者に対しては、請求書、領収書を交付してください。

また、利用者負担額に関わらず、法定代理受領をした場合に、支給を受けた介護給付費等の額を利用者に対して通知してください。